



令和5年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール 岐阜県教育委員会賞 岐南町立北小学校5年生(受賞当時) 西原 花さんの作品

令和6年 夏の交通安全県民運動

令和6年 7月11日(木)～7月20日(土)

思いやり ゆずる心で 事故防止

運動の
重点

- ・こどもと高齢者の交通事故防止
- ・横断歩道における歩行者最優先の徹底
- ・自転車等の安全利用の促進
- ・飲酒運転等の危険運転の根絶

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205

推進項目1 交通安全教育の推進

こどもに対しては、道路における危険を予測し、回避する意識と能力を高めることができるよう指導しましょう。安全な交通行動を身につけるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を活用しましょう。

**推進項目2 交通安全意識の啓発**

家庭、老人クラブ、子ども会など、家庭や地域ぐるみで交通安全意識の向上を図りましょう。道路の安全な横断方法や反射材用品の着用など、交通ルールやマナーに関する啓発を推進しましょう。

推進項目3 保護誘導活動の推進

通学路、こどもが日常的によく利用する道路などでは、見守り活動を実施しましょう。こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

推進項目1 自転車の交通ルール遵守の徹底

「自転車安全利用五則」を守り、自転車利用中の交通事故防止に努めましょう。自転車は原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、通行方法を守りましょう。



自転車安全利用
啓発動画

推進項目2 ヘルメットの着用努力義務の周知等

交通事故の被害防止・軽減のため、全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。自転車の両側面に反射器材を備え、定期的な点検・整備を行い、交通事故防止に努めましょう。

**推進項目3 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知**

自転車事故での被害者の保護と自転車利用者の経済的負担軽減を図るため、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

推進項目4 特定小型原動機付自転車に関する安全対策の推進

法律で定める基準を満たさないものは、車両区分に応じた運転免許が必要であり、かつ、その交通ルールが適用されます。交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

推進項目1 横断歩道における歩行者最優先の徹底

横断歩道を横断している歩行者や、横断しようとしている歩行者がいる場合、運転者は一時停止し、歩行者の通行を妨げてはいけません。



推進項目2 歩行者の交通ルールの遵守

道路を横断するときは、横断歩道を渡る、信号に従うなど、交通ルールを守りましょう。

道路を横断するときは、手を上げるなど、運転者に横断する意思を伝え、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

推進項目3 広報啓発活動の推進

地域や職場では、「横断歩道における歩行者最優先の徹底」に向けた各種啓発活動を実施しましょう。

推進項目1 飲酒運転を許さない環境づくり

家庭・地域・職場などが一体となり、

「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境をつくりましょう。

家庭では二日酔い、職場では飲酒後の帰宅手段、飲酒先ではハンドルキーパーを確認しましょう。

推進項目2 妨害運転の撲滅に向けた啓発の推進

思いやり、ゆずり合いの気持ちを持った運転をしましょう。

被害防止のため、ドライブレコーダを搭載し、

あおり運転を受けた場合は、車内から安全な110番をしましょう。



推進項目3 交通安全教育の推進

飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを知り、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を推進しましょう。



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



内閣府
交通安全チラシ



特定小型原動機付自転車

【保安基準への適合等】

●道路運送車両の保安基準に適合・自賠償保険(共済)に加入・ナンバープレートの取り付けが必要

車両区分	速度等(速度抑制装置で制御)	免許	年齢制限
特定小型原動機付自転車	時速 <u>20</u> キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色点灯	免許不要	16歳未満運転禁止
<u>特例</u> 特定小型原動機付自転車	時速 <u>6</u> キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色点滅	免許不要	16歳未満運転禁止

※形状が電動キックボードでも、法律で定めた基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。

特定小型原動機付自転車にならないものは、車両区分に応じた交通ルールが適用されます。

※交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

【歩道を通行できる場合】

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、歩道を通行することができます。

通行することができる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

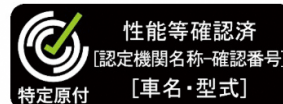
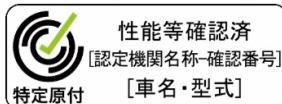
歩道では、中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行。

歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止。

警察庁ウェブサイト
特設ページ



性能等確認済シールが
付けられているものは
保安基準に適合しています。



交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、
県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部県民生活課(TEL058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(株)YuYu/Dream Power 実行委員会/脇若 保雄/(特非)ぎふ長良川走ろう会/中濃消防組合交通安全青年部会/
(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/岐阜県民共済生活協同組合/(一社)全国霊柩自動車協会/(一社)岐阜県自動車整備振興会/
レジスタントカスタムショー/(一社)岐阜県自動車会議所/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/田中 英次

その他1名、1団体
(令和5年度中：順不同、敬称略)